

京都子育て支援医療制度のご案内

1. 京都子育て支援医療制度とは

木津川市に住所がある0歳から満18歳に達した最初の3月31日（4月1日生まれの方は、18歳の誕生日の前日）までの乳児・幼児、児童を対象として、健康保険の適用を受けた医療費の自己負担分を助成する制度です。

※ 福祉医療（障害・ひとり親）や生活保護など他の制度で医療費の助成を受けることができる方は対象外です。

2. 京都子育て支援医療費受給者証の交付申請について

【京都子育て支援医療費受給者証の交付申請に必要な書類等】

- ① 京都子育て支援医療費受給者証交付申請書
- ② 受給者証を交付するお子さまの健康保険証

【申請窓口】

木津川市役所国保年金課

3. 助成の対象となる医療費について

健康保険の適用を受けた医療費から、医療機関（総合病院の場合は医科・歯科別）ごと1か月に一部負担金200円を差し引いた額。

- ※ 入院時食事代、差額ベッド代、個室料や予防接種、薬の容器代、健康診断の費用、文書料、初診時選定療養費等は助成対象外です。
- ※ 加入の健康保険で高額療養費や付加給付の対象となる場合は、そちらが優先になります。
- ※ 調剤薬局では一部負担金200円はかかりません。

4. 受給者証の種類について

京都子育て支援医療費受給者証には**白色**と**さくら色**の2種類があります。

- ※ 0歳から小学生までの方は、**白色**の京都子育て支援医療費受給者証のみを交付します。
- ※ **さくら色**の受給者証は、1度目は小学6年生の3月末頃、2度目は中学3年生の3月末頃に郵送で交付します。

5. 京都府内の医療機関を受診するとき

医療機関の窓口で、京都子育て支援医療費受給者証と被保険者証（健康保険証）を提示してください。（京都府内の医療機関でマイナンバーカードを被保険者証として利用する場合は、受給者証を窓口へ提出してください。）

これにより、一部負担金200円（自己負担額が200円に満たないときはその金額）を支払うこととなります。

	通院	入院
0歳から小学生まで	白色 ＋健康保険証	白色 ＋健康保険証
中学生まで	さくら色 ＋健康保険証	白色 ＋健康保険証
18歳の年度末まで	さくら色 ＋健康保険証	さくら色 ＋健康保険証

6. 京都府外の医療機関を受診するとき

医療機関の窓口で被保険者証（健康保険証）またはマイナンバーカードを提示し、健康保険の自己負担額をお支払いください。

京都子育て支援医療費受給者証は使用できません。

7. 医療費支給（償還払い）の申請について

京都府外の医療機関を受診したときなどは、次の手続きにより一部負担金200円を除く自己負担額について償還払いを受けることができます。

【医療費支給（償還払い）に必要な書類等】

- ① 京都子育て支援医療費支給申請書（受診月、医療機関、区分別に1枚必要）
- ② 領収証書（原本）
- ③ 振込先口座がわかるもの（通帳等）

【申請窓口】

市役所国保年金課 <<取次のみ>>加茂支所、山城支所、西部出張所

- ※ 医療機関の自己負担額が健康保険法に基づき10円未満の端数が四捨五入されていることにより、子育て支援医療費支給額が自己負担額より少なくなる場合があります。
- ※ 支給日は原則申請のあった日の翌月末です。ただし、書類不備、高額療養費が発生する場合、支給が翌々月末以降となることがあります。
- ※ 支給申請は、支払日の翌日から起算して5年以内に行ってください。

8. 補装具の申請について

健康保険の給付対象となる補装具を製作した場合、先に加入している健康保険から健康保険適用分の支給を受けてください。その後、健康保険組合等から発行される療養費の支給決定通知、医師の診断書（写し）、装着証明書（写し）及び明細書（写し）を上記【医療費支給（償還払い）に必要な書類】と併せて申請してください。

9. 小児等弱視用眼鏡の申請について

医療費の助成を受けることができるのは、9歳未満の乳幼児、児童に限ります。健康保険の給付対象となる小児等弱視用眼鏡を作成した場合、先に加入している健康保険から健康保険適用分の支給を受けてください。その後、健康保険組合等から発行される支給決定通知、医師の処方せん（写し）及び弱視用眼鏡の領収証書（写し）を上記【医療費支給（償還払い）に必要な書類】と併せて申請してください。なお、助成金額・回数には上限があります。

10. 交付申請時の内容に変更が生じたとき

京都子育て支援医療制度の対象となる乳幼児、児童について、次の事項に変更が生じたときは、おおむね14日以内に変更届の提出が必要です。

- ・住所、氏名を変更したとき
- ・加入する健康保険を変更したとき

お問い合わせ

木津川市役所市民部国保年金課医療係 （0774）75-1214（直通）